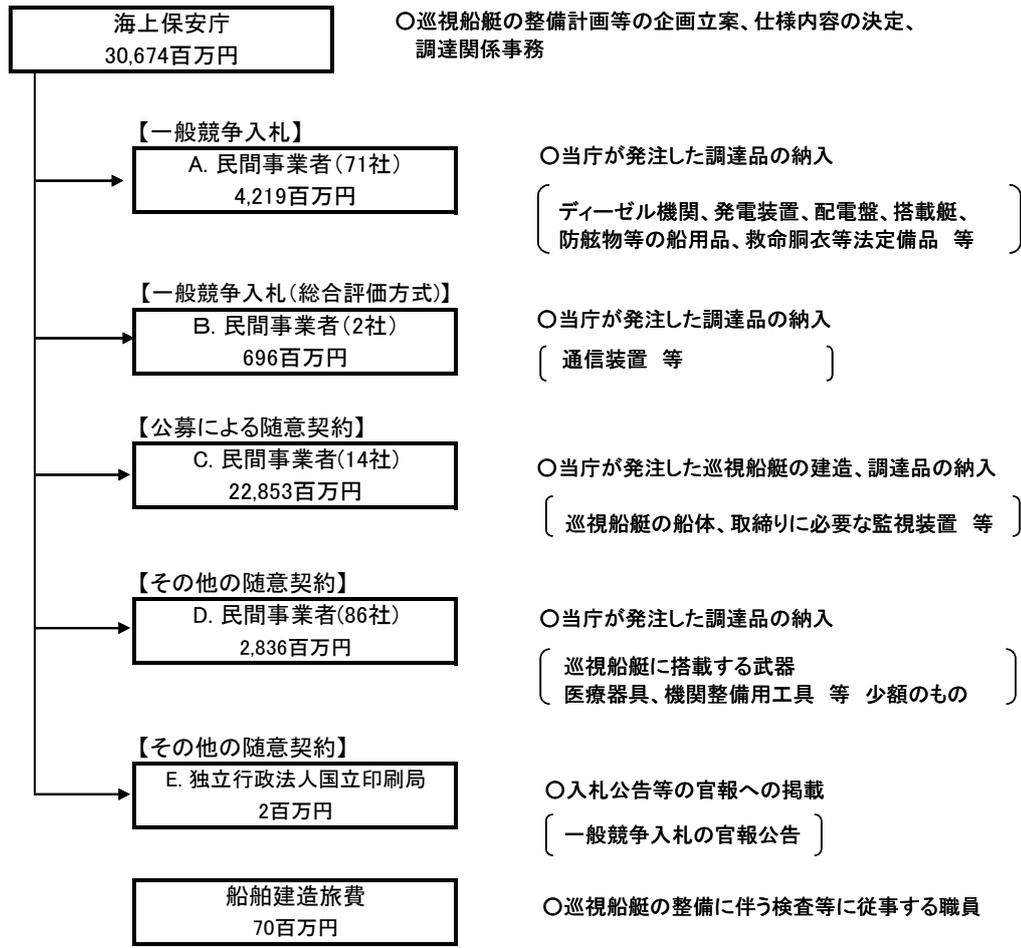


行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	巡視船艇の整備に関する経費	事業開始年度	昭和23年度	作成責任者																																	
担当部局庁	海上保安庁装備技術部	担当課室	船舶課	課長 浅野 富夫																																	
会計区分	一般会計	上位政策	安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 (船舶交通の安全と海上の治安の確保)																																		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号	関係する計 画、通知等	-																																		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。																																				
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。</p> <p>一方、現在の巡視船艇は、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、近年対応が求められている業務への的確な対応が困難な状況となっていることから、高速化等の高性能化を図っている。</p> <p>また、昭和50年代の新海洋秩序への対応のために集中的に整備された多くの巡視船艇は、耐用年数を超え、船体の腐食等による老朽化により海難救助や犯罪の予防及び鎮圧等といった基本的な業務への対応にも支障を生じていることから、特に整備が急がれる巡視船艇118隻について、質的・量的に拡大した業務への対応を踏まえた高性能化を図りつつ代替整備を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>																																				
実施状況	<p>●年度別整備事業費</p> <p>【19年度】(当初予算)新規8,296百万円・継続18,387百万円、合計26,683百万円・(補正予算)新規3,738百万円 (新規整備事項) 大型巡視船4隻、中型巡視船3隻、小型巡視船2隻、大型巡視艇6隻、小型巡視艇8隻</p> <p>【20年度】(当初予算)新規1,449百万円・継続25,419百万円、合計26,868百万円・(補正予算)新規1,729百万円、継続3,901百万円 (新規整備事項) 中型巡視船4隻、小型巡視艇5隻</p> <p>【21年度】(当初予算)新規3,366百万円・継続21,077百万円、合計24,443百万円・(補正予算)新規9,862百万円 (新規整備事項) 大型巡視船2隻、中型巡視船4隻、小型巡視船5隻、大型巡視艇3隻、小型巡視艇2隻</p>																																				
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求																															
	予算額(補正後)	30,420	32,498	34,306	24,458																																
	執行額	28,898	34,346	30,674																																	
	執行率	95.0%	105.7% ※	89.4%																																	
	総事業費(執行ベース)	-	-	-																																	
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先は、契約相手である造船・エンジン・武器等の製造メーカー民間事業者等であり、用途についても当該契約の履行に必要な経費であるため、検査等により実施内容の確認を行い把握している。																																			
	見直しの余地	<p>平成18年から緊急かつ計画的に老朽巡視船艇の代替整備を行ってきたが、予算化されたものは全体計画額約3,800億円のうち約1,700億円であり、進捗状況は約45%と未だ道半ばの状況である。今後とも代替すべき隻数が多い大型巡視船を中心に整備を着実に進めていく必要があるが、財政上の制約も踏まえ、整備の進め方について検討を行う。</p> <p>調達については、巡視船艇の建造に係る調達にあっては可能な限り公募によっており、その他の調達も極力一般競争入札によっているところであるが、今後とも一層の競争性の確保等に取り組んでいく。</p> <p>※計画額には航空機整備等も含まれている。</p>																																			
化予 算 監 視 の 効 率																																					
補記	<p>※「執行額」に前年度からの繰越に伴う金額が含まれるため、「執行率」が100%を超えている。</p> <p>【予算科目】 ・030 船舶建造費 ・01-95 船舶建造に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額) ・95014-1202-08-2370 船舶建造旅費 74百万円 70百万円 ・95014-1203-09-2067 船舶建造庁費 43百万円 40百万円 ・95014-1204-15-1210 船舶建造費 34,189百万円 30,564百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要目</th> <th>長さ</th> <th>整備期間</th> <th>1隻あたりの事業総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(巡視船)</td> </tr> <tr> <td>大型巡視船</td> <td>約 96.0m</td> <td>4ヵ年</td> <td>約74億円</td> </tr> <tr> <td>中型巡視船</td> <td>約 56.0m</td> <td>3ヵ年</td> <td>約28億円</td> </tr> <tr> <td>小型巡視船</td> <td>約 46.0m</td> <td>2ヵ年</td> <td>約21億円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(巡視艇)</td> </tr> <tr> <td>大型巡視艇</td> <td>約 32.0m</td> <td>2ヵ年</td> <td>約15億円</td> </tr> <tr> <td>小型巡視艇</td> <td>約 20.0m</td> <td>1ヵ年</td> <td>約 3億円</td> </tr> </tbody> </table>					主要目	長さ	整備期間	1隻あたりの事業総額	(巡視船)				大型巡視船	約 96.0m	4ヵ年	約74億円	中型巡視船	約 56.0m	3ヵ年	約28億円	小型巡視船	約 46.0m	2ヵ年	約21億円	(巡視艇)				大型巡視艇	約 32.0m	2ヵ年	約15億円	小型巡視艇	約 20.0m	1ヵ年	約 3億円
主要目	長さ	整備期間	1隻あたりの事業総額																																		
(巡視船)																																					
大型巡視船	約 96.0m	4ヵ年	約74億円																																		
中型巡視船	約 56.0m	3ヵ年	約28億円																																		
小型巡視船	約 46.0m	2ヵ年	約21億円																																		
(巡視艇)																																					
大型巡視艇	約 32.0m	2ヵ年	約15億円																																		
小型巡視艇	約 20.0m	1ヵ年	約 3億円																																		

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
て補足する)
(単位:百万円)



【公募による随意契約について】
一般競争契約として公告し、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公になると、海上保安庁の業務に支障を来すため、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれる調達は、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)
○ 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
○ 武器の性能、機能、保管場所等の情報
○ 監視装置の性能や機能等の情報
○ 秘匿通信装置の暗号方式等の情報 等

(参考)
「会計法」
第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。
(中略)
五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」
第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」
第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。
(中略)
三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成20・21年度の金額)
○ 一般物品又は特定役務
1,700万円以上(14,000万円以上の場合には総合評価方式)

【その他の随意契約】
契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

※ 契約金額が少額である場合の随意契約
○ 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
○ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないもの

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.新潟原動機株			E.(独)国立印刷局		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	船舶用主機関購入	1,686	役務費	官報掲載	2
計		1,686	計		2
B.日本無線株			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	通信装置購入	507			
計		507	計		0
C.三菱重工業株			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
船舶建造費	大型巡視船建造	8,255			
計		8,255	計		0
D.住友重機械工業株			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	機関砲購入	1,091			
計		1,091	計		0

【別紙】

A.民間事業者(71社) 4,219百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	新潟原動機(株)	1,686
2	富永物産(株)	1,005
3	(株)池貝ディーゼル	268
4	ヤンマー(株)	261
5	(株)ニシエフ	212
6	大洋電機(株)	170
7	三洋商事(株)	129
8	高木綱業(株)	113
9	山甚物産(株)	55
10	神山産業(株)	31

D.民間事業者(86社) 2,836百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	住友重機械工業(株)	1,091
2	(株)カナデン	988
3	(株)日本製鋼所	627
4	日本工機(株)	27
5	長野日本無線(株)	23
6	(株)光電製作所	10
7	豊和工業(株)	7
8	山甚物産(株)	5
9	三洋商事(株)	4
10	安達電気(株)	4

B.民間事業者(2社) 696百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	日本無線(株)	507
2	日本電気(株)	189
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

C.民間事業者(14社) 22,853百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	三菱重工業(株)	8,255
2	ユニバーサル造船(株)	5,784
3	三井造船(株)	4,381
4	墨田川造船(株)	1,929
5	新潟造船(株)	1,249
6	(株)木曾造船	445
7	(株)三保造船所	231
8	長崎造船(株)	219
9	海洋総合開発(株)	184
10	東京計器(株)	129

巡視船艇の高性能化について

・海上保安庁の船艇の総隻数

平成元年末 525隻 ⇒ 平成21年度末 459隻(業務合理化、民間委託等に伴い、油防除船、灯台見回り船を削減)

・巡視船艇の総隻数及び「総」トン数

平成元年末 353隻(9.8万トン) ⇒ 平成21年度末 358隻(12.2万トン)

時代の推移によって拡大する管轄海域と多様化する業務課題に対応するため、全体の隻数を大幅に増やすことなく、巡視船艇の高速化・高機能化を図ることによって、必要な業務課題に対応してきた

最近10年間における新たな業務課題

①不審船対応・北朝鮮への対応

- ・H11. 3 能登半島沖不審船事案
- ・H13. 12 九州南西海域における工作船事件
- ・H19. 6 小型木造船を使用した北朝鮮人亡命企図事案

②テロ対策

- ・H12. 10 米駆逐艦に対する小型ゴムボートによる自爆テロ
- ・H13. 9 9. 11米国同時多発テロ
- ・H14. 10 タンカーに対する小型船によるテロ
- ・H20. 11 ムンバイ連続テロ(犯人は海上から侵入との報道)

③海洋権益の保全

- ・H16. 3 中国人活動家による魚釣島不法上陸事件
- ・H20. 12 中国海洋調査船による尖閣諸島領海内侵入事案
- ・H22. 5 中国海洋調査船による当庁測量船への接近事案

④その他周辺諸国を巡る情勢

- ・H22. 3 北朝鮮による韓国哨戒艦沈没事案

左記業務課題に対応するため、巡視船艇に新たに求められる性能・機能

①不審船対応 ②テロ対策

高性能、運動性能、夜間監視能力、防弾構造
命中精度を向上させた高性能武器(FCS、RFS(※))

③海洋権益の保全

ヘリ甲板(緊急時の要員輸送)
画像伝送装置(本庁等への情報伝達)

※FCS:射撃管制機能
弾道が飛翔する大気状態(気温、気圧、湿度)による弾道変化及びその他射撃に必要なデータを精密に演算し、射撃計算するシステム

※RFS:目標追尾型遠隔操縦機能
最大距離をFCSよりも短く限定し、簡易な射撃計算をするシステム



夜間監視能力の向上
(夜間監視装置)



制圧能力の向上
(高性能武器)



高速性能・運動性能の向上
(ウオータージェット推進)



ヘリとの連携能力向上
(ヘリ甲板付巡視船)

これに加え、造船技術の進歩により、民間船舶の速力が向上しているほか、夜陰に乗じて密輸・密航、密漁等の犯罪行為を企図する者は、小型高速船を使用することから、海上保安業務を的確に遂行していくためには、巡視船艇の高速化及び夜間監視機能等の強化が必須

代替整備による海上保安庁船艇の最高速力の推移(例)

大型巡視船	20ノット ⇒ 27ノット以上
中型巡視船	18ノット ⇒ 35ノット以上
小型巡視艇	20ノット ⇒ 30ノット以上

昭和50年代の新海洋秩序への対応のために集中的に整備した船艇は、大量に耐用年数を超え、速力や監視能力といった性能・機能面の旧式化により、テロ対策や海洋権益の保全等といった新たな業務課題に的確に対応することができなくなっているほか、老朽化によりの確な業務の遂行に支障が生じている。

巡視船艇の緊急整備

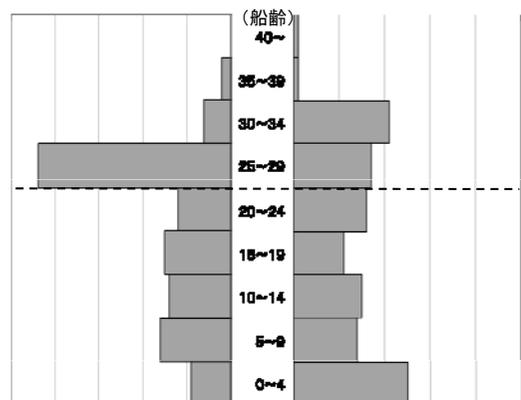
◎巡視船艇の船齢の推移

(H17年度末(緊急整備開始時)とH21年度末との比較)

○巡視船

(耐用年数:25年)

(隻) H17年度末 (隻) H21年度末



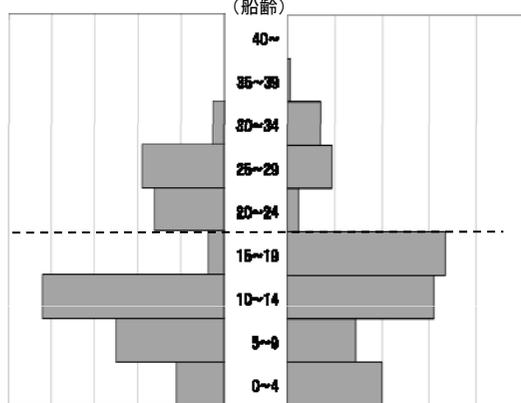
平均船齢 19.0年

平均船齢 16.8年

○巡視艇

(耐用年数:20年)

(隻) H17年度末 (隻) H21年度末



平均船齢 14.3年

平均船齢 13.7年

◎巡視船艇の予算措置状況

事項	整備対象	%					隻 (就役済)	予算措置 割合(%)	
		0	10	20	30	40			
巡視船艇(新規)	118	46隻		37隻		残:35隻	83隻	70%	
ヘリ搭載型巡視船	5	1隻	残:4隻				1(0)	20%	
大型巡視船	20	4隻	6隻		残:10隻		10(4)	50%	
中型巡視船	23	5隻	12隻			残:6隻	17(5)	74%	
小型巡視船	11	2隻	5隻			残:4隻	7(2)	64%	
大型巡視艇	17	6隻		6隻		残:5隻	12(6)	71%	
小型巡視艇	42	29隻				7隻	残:6隻	36(29)	86%

■ : 21年3月末までに就役済み

■ : 21補正までに予算措置

◎巡視船の老朽化状況



海上保安庁と諸外国海上保安機関の巡視船艇勢力の比較

業務対応海域・船型		単位海域面積又は単位海岸線長あたりの隻数(括弧内は日本を1とした場合の比率)			
		日本	韓国	インド	米国
沖合海域	大型船 (隻/10万平方km)	1.1	5.8	1.6	0.6
			(約 5.3 倍)	(約 1.5 倍)	(約 0.5 倍)
			※今後数年で大小船艇の大幅な増強を予定	※ただし、沖合海域で活動可能なジェット機等の固定翼航空機を当庁の2倍以上(約60機)保有	
沿岸海域	中・小型船 (隻/1000km)	10.5	104.4	7.7	48.2
			(約 9.9 倍)	(約 0.7 倍)	(約 4.6 倍)
			※今後数年で大小船艇の大幅な増強を予定		

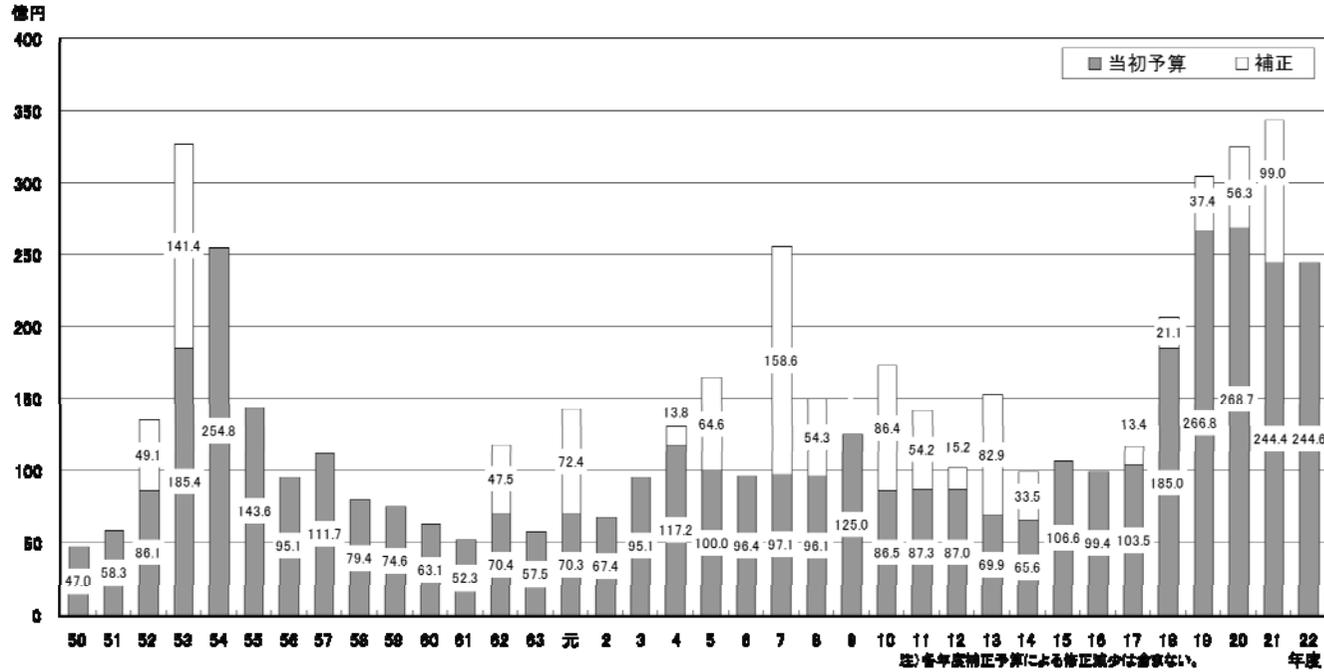
○「沖合海域」は沿岸から排他的経済水域までの海域を、「沿岸海域」は領海等の沿岸至近の海域を、それぞれ想定。

○公表されている船型ごとの隻数をもとに、概ね1000トン以上の船艇を「大型船」に、それ以外を「中・小型船」に分類。

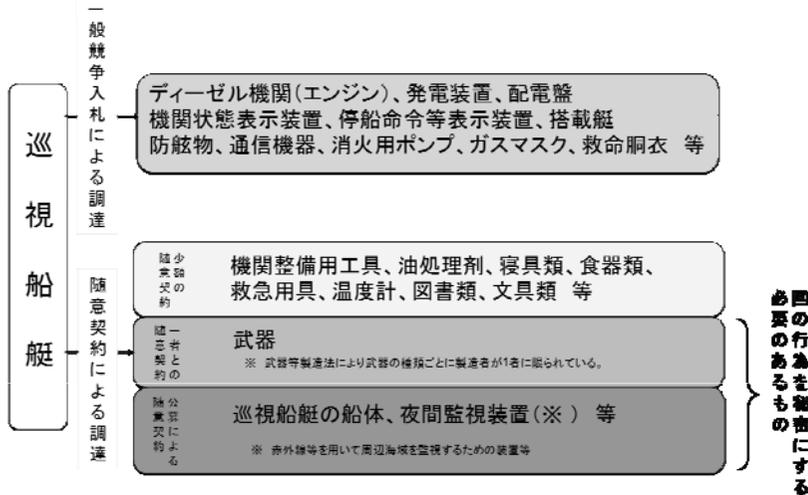
○沖合海域では単位海域面積(10万平方km)あたりの隻数で、沿岸海域では単位海岸線長(1000km)あたりの隻数で、それぞれ比較。

巡視船艇の建造契約に係る調達について

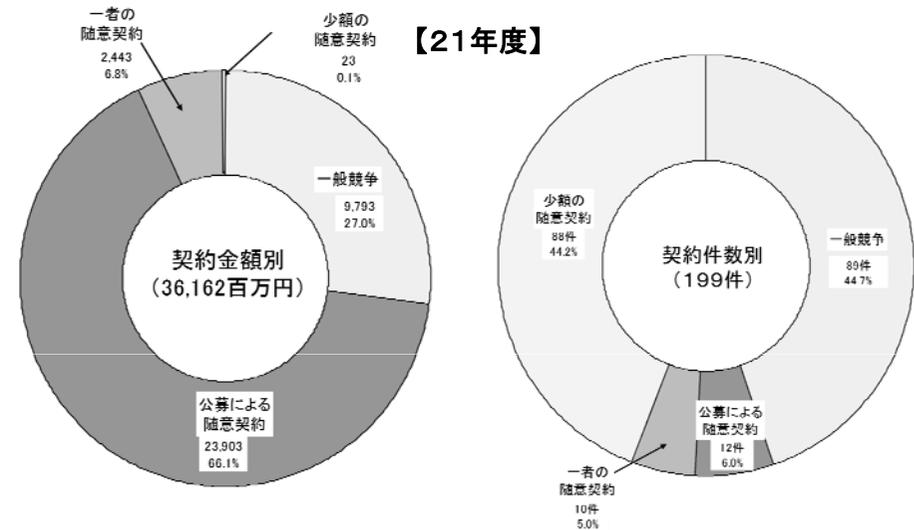
◎船舶建造費の推移



◎巡視船艇の建造に係る調達について



◎船舶建造費の契約状況



論点等説明シート

事業名

巡視船艇の整備に関する経費

担当部局庁

海上保安庁

事業についての論点等

○昭和50年代に集中的に整備された巡視船艇等が大量に耐用年数を超過しているため、平成18年度より、老朽・旧式化した巡視船艇等を対象に緊急整備が進められているが、建造コストを下げる対策を適切に講じることにより、整備コストの縮減を図る余地があるのではないか。

○巡視船艇の建造等に係る調達についても、さらに競争性を高め、調達コストの縮減を図る余地があるのではないか。

【参考】

- ・平成19年度予算額(補正後): 30,420百万円
- ・平成20年度予算額(補正後): 32,498百万円
- ・平成21年度予算額(補正後): 34,306百万円